

介護保険に関する費用を確定申告される皆さんへ

平成十七年中（一月一日～十二月三十一日）に支払った介護保険料やサービス利用料（自己負担分）は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

●介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象となります。

対象となる金額 平成十七年中に納付した保険料額

※介護保険料の納付金額は、一月末にお知らせします。

●サービス利用料（自己負担分）

左表のサービスを利用した場合は、「医療費控除」の対象となります。

●おむつ代は、「医療費控除」の対象となります。

寝たきりや認知症または治療上おむつを使用している場合は、医師が発行

	居宅(在宅)介護サービス	施設介護サービス
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●「ケアプラン（居宅介護サービス計画）」に基づいた次のサービス <ol style="list-style-type: none"> ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ） ●上記①～⑤のサービスと併せて利用した場合は、次のサービスも対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ただし生活援助を除く） ○訪問入浴介護 ○通所介護（デイサービス） ○短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ●次の施設サービス費の自己負担額（介護費及び食費） <ul style="list-style-type: none"> ※10月からの居住費・食費は、未定です。 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象となります。
対象となる費用	居宅サービス費の自己負担額（介護保険給付費に限る）	施設の種類により異なります ①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額の全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額の全額
申告に必要なもの	居宅サービス事業者が発行した領収書	介護保険施設が発行した領収書

した「おむつ使用証明書」により医療費控除の対象となりますので、かかりつけの医師に証明書が必要な旨を申し出てください。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降の人は、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を町が発行できる場合がありますので、福祉課へお問い合わせください。

対象となる費用 平成十七年中にかかったおむつ代
申告に必要なもの おむつ使用証明書 または確認書と領収書

●要介護認定を受けた人は、「障害者控除」の対象となる場合があります。

障害者控除の対象は、身体障害者手帳等の交付を受けている人ですが、手帳の交付を受けていない人でも、「六五歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は控除を受けることができます。

認定の手続き 要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は、障害者控除対象者認定書を発行しますので、該当すると思われる場合は、福祉課へお問い合わせください。

申告に必要なもの 町が発行した障害者控除対象者認定書

問合せ 福祉課 ☎内線二三二二

住民の手にするまちづくり

地区計画制度Q&A

Q 地区計画制度の趣旨は？

A 地区計画制度は、まちづくりに関する法令等（都市計画法や建築基準法、まちづくり条例など）のルールだけでは、地区の実情に十分対応できないという状況を踏まえ創設された制度です。法律ですでに決められている各種のルールに加えて、その地区の住民や地権者等が決めたまちづくりのルールをいわば「その地区独自の都市計画」として定め、そのルールが守られていくよう町が運用するというものです。

Q 地区計画ではどんなことが決められるの？

A 地区計画では、その地区のまちづくりについて、どのような目標をたて、どのような基本方針のもとに行っているのかを明らかにする「地区の方針」と、この方針に基づき地区施設の配置の規模や建築物の用途、高さの制限などの具体的なルールである「地区整備計画」を定めることができます。

なお、詳しくは町ホームページに掲載しています。

問合せ 都市計画課

☎内線 三五・三五三

鎌倉税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で書いてお早めに

税務署窓口で所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月十九日(日)・二十六日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

税務署の駐車場は四月上旬まで利用できません。車での来場はご遠慮ください。

なお、各申告書は郵送や税務署の間外收受箱に投函することにより提出できます。

受付期間

① 所得税

二月十六日(木)～三月十五日(水)
※所得税の還付申告の場合は、一月中でも申告書を提出できます。還付金の受け取りは、銀行・郵便局などの預貯金口座への振込みが便利です。

② 消費税(個人事業者)

一月四日(水)～三月三十一日(金)

③ 贈与税

二月一日(水)～三月十五日(水)

六五歳以上の人へ

税制改正で、平成十七年分の所得税から老年者控除が廃止され、六五歳以

上の公的年金等控除が縮小されました。これまで所得税の確定申告が必要なかった人でも、今回から申告と納税(または還付)が必要となる場合があります。

所得税・事業税・住民税共同 確定申告書作成指導会

給与所得者の還付申告や年金受給者を対象とした所得税の申告書作成指導のほか、個人事業税と住民税についての相談を行います。ただし、譲渡所得や贈与税の相談はできません。

申告書の作成に必要な源泉徴収票や医療費の領収書、生命保険料控除証明書等をご持参ください。

日時 二月一日(水)

十三時三〇分～十六時

場所 福祉文化会館

税理士会が行う小規模納税者 等のための確定申告無料相談

小規模納税者の所得税や消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告についての相談を受け付けます。

ただし、譲渡所得がある、相談内容

が複雑、所得金額が高額の場合は、税務署で指導を受けるか、税理士の有料相談を受けてください。

日時 二月八日(水)・九日(木)

九時三〇分～十六時

(十二時～十三時を除く、受付は十五時まで)

場所 福祉文化会館

国税庁ホームページで申告書を作成

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(白黒プリントでも可)なら税務署に提出することができます。また、国税の各種情報を入力できます。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

国税のよくある質問はこちらへ

タックスアンサーホームページ

<http://www.taxesanswer.nta.go.jp>

自宅にいながら申告納税 e-Tax

e-Taxはインターネットを利用して申告・納税・申請・届出等ができるシステムです。ご利用にあたっては、事前に利用開始の手続き等が必要です。平成十七年分の確定申告から利用するためには二月中旬までに届出書を提出・送信してください。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

問合せ

鎌倉税務署 個人課税第一部門
☎ 〇四六七―二二―五五九(代)

所得税の確定申告 役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみの場合で医療費控除などの諸控除を受ける人は、役場でも所得税の申告相談(自書作成)をしています。

ただし、事業所得・不動産所得・配当所得・報酬に係る雑所得(原稿料や講演料等)・一時所得(生命保険契約等に基づく一時金など)・譲渡所得(土地、建物、株式、ゴルフ会員権等)があったり、災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅借入金等特別控除等を受けたりする人は鎌倉税務署で申告相談(自書作成)をしてください。

なお、完成した確定申告書は、所得や控除の種類に関係なく役場で二月一日(水)から仮收受をはじめます。

期間

二月十六日(木)～三月十五日(水)

(閉庁日を除く)

時間 九時～十六時

(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

問合せ 税務課

☎ 内線二五一～二五三